

## 公共工事にかかる談合情報対応マニュアルの制定について

〔平成14年7月1日財会第1695号〕  
大臣官房会計課長から各部局長あて

標記のことについて、別添のとおり制定したので通知する。

## 公共工事に係る談合情報対応マニュアル

### 第1 一般原則

#### 1 情報の確認

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報(以下「談合情報」という。)があった場合には、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)に通報すること。また、入札執行責任者等は、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

なお、新聞等の報道により談合情報を把握した場合にも、契約担当官等へ通報するものとする。

#### 2 報道機関との対応

談合情報を契約担当官等が把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、広報事務担当者が対応すること。また、談合情報については、公正取引委員会へ通知している旨を明らかにすること。

なお、広報事務担当者のみでは十分な対応ができない場合には、契約担当官等の指示により入札執行責任者等が併せて対応すること。

### 第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

なお、詳細な手順等は、第3に従い行うこと。

#### 1 入札執行前に談合情報を把握した場合

##### (1) 公正取引委員会への通知

部局長(財務省所管会計事務取扱規則(昭和43年大蔵省訓令第1号)第2条第3項に規定する部局長をいう。以下同じ。)は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通知すること。

## (2) 事情聴取

契約担当官等は、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、聴取結果について、事情聴取書を作成すること。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。また、部局長は、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

## (3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

契約担当官等は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。また、部局長は、その旨を公正取引委員会へ通知すること。

## (4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

契約担当官等は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、部局長は、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

この場合、全ての入札参加者に対し、第1回の入札に際し工事費内訳書を提示するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提示を求めるとしていない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提示を要請する時間的余裕がないときは、発注の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提示を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

入札には、積算担当官（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、(3)により対応すること。

部局長は、入札終了後に、入札状況調書（適宜の様式とし、入札件名、入札年月日、入札執行場所、入札執行責任者、入札者名、予定価格、入札金額等の記載のあるものをいう。以下同じ。）の写しを公正取引委員会へ送付すること。

## (5) 本省への連絡

部局長は、(1)から(4)までの対応をとった場合は、各段階において速やかに大臣官房会計課長へ連絡すること。

### 2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを判断すること。

#### (1) 契約締結前の場合

##### 公正取引委員会への通知

部局長は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通知し、併せて入札状況調書の写しを送付すること。

##### 事情聴取

契約担当官等は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果について、事情聴取書を作成すること。また、部局長は、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

##### 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

契約担当官等は、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札に関する条件に違反した入札とし、入札を無効とすること。また、部局長は、その旨を公正取引委員会へ通知すること。

##### 談合の事実があったと認められない場合の対応

契約担当官等は、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。また、部局長は、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

##### 本省への連絡

部局長は、 から までの対応をとった場合は、各段階において速やかに大臣官房会計課長へ連絡すること。

## (2) 契約締結後の場合

### 公正取引委員会への通知

部局長は、談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ通知し、併せて入札状況調書の写しを送付すること。

### 事情聴取

契約担当官等は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行い、聴取結果について、事情聴取書を作成すること。また、部局長は、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、部局長は、その旨を公正取引委員会へ通知すること。

### 本省への連絡

部局長は、及び の対応をとった場合は、各段階において速やかに大臣官房会計課長へ連絡すること。

## 第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

### 1 報告書

契約担当官等は、談合情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を[別紙第1号様式](#)の報告書にまとめること。

### 2 公正取引委員会への通知等

(1) 公正取引委員会への通知等は、部局長が行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会各地方事務所審査課又は沖縄総合事務局総務部公正取引室である。また、各地方事務所の管轄区域に注意すること。

なお、関東地方には地方事務所が置かれていないため、窓口は、公正取引委員会事務総局審査局情報管理室である。

(3) 公正取引委員会への通知等は、[別紙第2号様式](#)を使用すること。

なお、通知等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

- (4) 公正取引委員会へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札状況調書の写し等を送付するものとするが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

### 3 本省への連絡

- (1) 本省への連絡は、部局長が行うこと。
- (2) 本省への連絡は、2(3)により通知等を行った写しを送付すること。
- (3) 本省へは、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札状況調書の写し等を送付するものとするが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することができる。

### 4 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、複数の職員が立ち会うこと。
- (2) 事情聴取は、入札参加者全員を集合させて、あらかじめ、[別紙第3号様式](#)を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。
- (3) 聴取結果については、[別紙第3号様式](#)を参考に事情聴取書を作成すること。

### 5 誓約書の提出等

- (1) 誓約書については、誓約書を公正取引委員会へ送付する旨を全ての入札参加者に通知した上、[別紙第4号様式](#)を参考に全ての入札参加者から自主的に提出させること。
- (2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促すこと。

### 6 工事費内訳書のチェック

工事費内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当官が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を入札函に投入した後に、積算担当官が、工事費内訳書の提示を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、工事費内訳書を入札者に返却した後に開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

## 談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
工 事 名	
入 札 ( 予 定 ) 日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
当該案件の問合せ先	

番 号  
平成 年 月 日

公正取引委員会

殿

部 局 長 名

談合情報に関連する資料の送付について

( 局等 ) 所管の 工事の入札に係る談合情報に関連する資料を、別添のとおり送付いたします。

( 事項 )

- 1 . 談合情報報告書 ( 写 )
- 2 . 事情聴取書 ( 写 )
- 3 . 誓約書 ( 写 )
- 4 . 入札状況調書 ( 写 )
- 5 . 入札に関する連絡 ( 無効、延期・取消し )  
( 該当するものにマルをすること。 )

事情聴取書

(記入例)

工事名

業者名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>(参考例)</p> <p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。</p>	

別紙第4号様式

(参考例)

誓 約 書

平成 年 月 日

(契約担当官等)

殿

会 社 名

代表者名

担当者名

今般の 工事の一般競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法令を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

事情聴取書

(記入例)

工事名

業者名

事情聴取を受けた者

事情聴取者

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
<p>(参考例)</p> <p>1. 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2. 本件工事について、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。</p> <p>3. あったとすれば、どのような内容の打合わせ、または話合いでしたか。</p>	